

(別紙) パブリックコメント結果

平成31年2月1日

小金井市環境配慮住宅型研修施設条例の一部を改正する条例（案）に対する意見及び検討結果について

意見募集期間：平成30年12月14日から平成31年1月15日まで

意見提出数：1人・2件

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
1	第3条	環境に関することに限らず、通常の公民館及び集会施設と同様な利用目的でも、利用を可能にすべきではないか？	当該施設は、市における環境に関する情報発信等の拠点と位置付けられているため、利用目的の性質を全て公民館等に合わせることは、市として考えてはおりませんが、条例改正後については、施設を利用して頂くことで環境啓発に繋がるという考えの下、利用目的を緩和することを予定しております。
2	第4条	8月に休館しても6月及び7月の対応にも苦慮する恐れがあるため、エアコンの設置を検討出来ないか？	温室効果ガスの発生を抑制することを目的に建設されたこともあり、開館時の理念を継続し、今後も自然エネルギーを最大限に活用し、空調機器を使用せずに快適な空間作りへ努めてまいります。